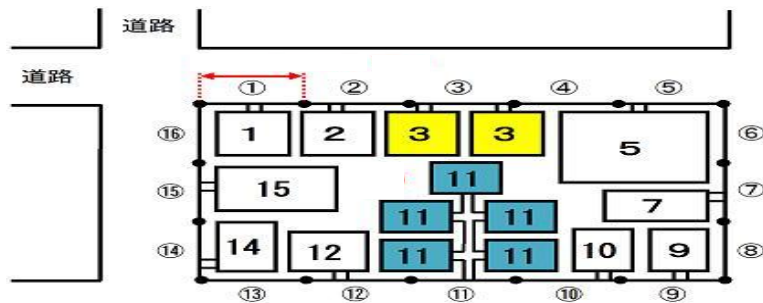


住居表示地区において同一の住所でお困りの方へ

住居表示を実施している地区では、建物に番号を付け住所を表しています。建物の番号は、道路などで囲まれたひとまとめの区域（街区）の一周に一定の間隔で番号（基礎番号）を付け、建物の主要な出入口が接している番号が建物の番号となります。

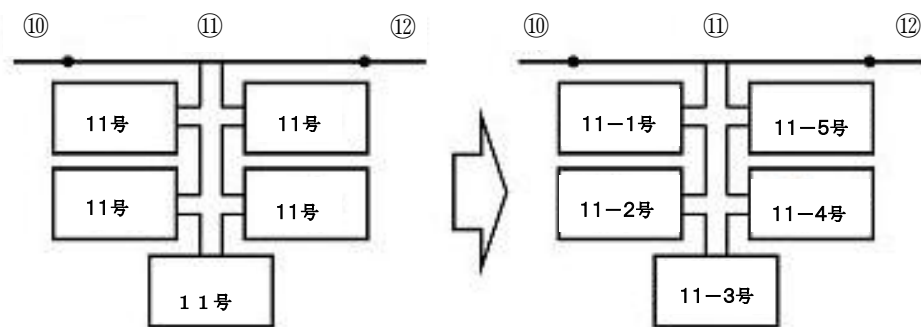
このため、複数の建物の出入口が同じ番号と接している場合、建物に同じ番号を付けることになり、住所の表記が同一となります。



※丸数字＝基礎番号（街区を一定間隔で区切り、右回りに番号を付けたもの）

同一の番号により住所の表記が隣家と同じとなると、郵便物の誤配等、日常生活において不便が生じる場合があります。

そのため、希望される方を対象に、届出により枝番号を付けることができます。



※丸数字＝基礎番号

(例) 変更前 坂戸市△△一丁目1番11号

↓

変更後 坂戸市△△一丁目1番11-1号

↑

枝番号

【注意事項】

以下の注意事項を必ずお読みいただいたうえで、希望される方は窓口にて届出をしてください。

- ・ 枝番号の付定について、対象は住居表示を実施している地区のみです。地番で住所を表示している地区については対象外となります。
- ・ 枝番号の付定の仕方には一定のルールがあるため、ご希望の番号にすることは出来ません。
- ・ 枝番号の付定は建物ごとの申請となります。同一建物で別世帯の場合、同一の枝番号が付されます。
- ・ 枝番号を付定した場合、住所が変更となるため、住民票や保険証等の住所変更の手続きが必要となります。住所変更の手続きはご自身で行っていただくことになります。また、その手続きの際に掛かる費用についてはご自身の負担となり、市では負担できません。ご了承ください。
- ・ 戸建ての借家にお住まいの方が届出をされる場合、建物の所有者の同意が必要となります。

【住居番号変更に伴う住所変更手続きについて】

住居番号が変わることにより住所も変更になります。最初に住民票の住所変更手続きを同日に行ってください。それ以降の手続きが円滑に進みます。

● 市役所関係の主な住所変更手続き

住所変更、個人番号カード及び通知カード、在留カード及び特別永住者証明書、各種保険証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険等）等

※詳しくはそれぞれの担当課にお問い合わせください。

● 市役所以外の主な住所変更手続き

運転免許証、ライフライン関係（電話、ガス、水道、電気等）、自動車の登録変更、不動産登記、金融関係（銀行、生命保険、各種カード等）、勤務先、学校等

【お問い合わせ先】

坂戸市役所 市民課市民係

電話049-283-1331（代表）